

令和 8 年 9 月 2 日

障害児通所支援事業所 管理者 様
障害児入所施設 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

令和 8 年度民間児童養護施設等給食費に係る
物価高騰対応支援補助（障害児施設分）の実施について

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、物価高騰の影響を受けている施設・事業所の負担を軽減し、安定的にサービスを提供できるよう支援するため、下記のとおり補助を実施することといたしましたので、お知らせします。

記

1 対象事業所等

名古屋市内に所在する児童福祉法に基づく民間の障害児通所支援事業所及び障害児入所施設のうち、利用児童に対して給食を継続的に実施している事業所等

2 今回申請を受け付ける給食提供期間

令和 8 年 7 月 1 日から 9 月 30 日に給食提供した分

※上記の期間以外における給食提供分は、改めて申請を受け付ける予定です。申請受付の期間については、決まり次第、ウェルネットなごやにてお知らせします。

※令和 8 年 7 月 1 日から 9 月 30 日に給食を提供した分については、今回の申請期間のみ受け付けます。次回の申請期間では受け付けませんので、申請漏れのないようご注意ください。

3 支援金の交付額

障害児入所施設

$(100 \text{ 円} \times \text{給食提供延数}) - (4,500 \text{ 円} \times \text{定員数})$

障害児通所支援事業所

$(100 \text{ 円} \times \text{給食提供延数}) - (1,500 \text{ 円} \times \text{定員数})$

※今回申請を受け付ける給食提供延数については、令和 8 年 7 月 1 日から 9 月 30 日の期間に提供した数とし、定員数については、令和 8 年 6 月 1 日時点における定員数とします。なお、上記で計算した結果、0 円以下となる場合には、支給しません。

4 交付の条件

- (1) 今回申請を受け付ける給食提供期間において、名古屋市内の事業所等で、利用者に対するサービス提供を実施している又は実施していたこと。
- (2) 令和 8 年度において、事業所等を利用する児童に対して、給食を継続的に実施していること。
- (3) 事業者等が利用者へ提供する食事に係る食材費の全部又は一部を負担していること。
- (4) 支援金を物価高騰の影響を受けつつもサービスの質を維持するための経費に活用すること。

5 交付の申請

(1) 申請方法

市指定の交付申請書（ウェルネットなごやに掲載）に必要な事項を記載し、法人ごとに取りまとめた上で、申請フォームへ提出してください。

【申請フォーム URL : <https://logoform.jp/form/mX9C/1775517>】



【 ウェルネットなごや URL : https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2026083100039/】

※本市に口座登録をしていない法人については、口座振替登録番号の登録手続きが必要です。下記のサイトの手続きに従って、口座振替の登録をしてください。

<https://www.city.nagoya.jp/jigyounyusatsu/1034568/1011729.html>

(2) 申請期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 11 月 16 日（月）まで

【担当】

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課
電話：052-972-3187